

<道路運送法施行規則及び審査基準の抜粋>

○道路運送法施行規則

(事業計画)

第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キロ程

ハ 主たる経過地

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量

六 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

七 自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前号に掲げる事項

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

5 法第五条第一項第三号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 営業区域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 運送の区間

六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

七 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前二号に掲げる事項

6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

- 一 営業区域
- 二 営業所並びに発地及び着地の位置及び名称
- 三 自動車車庫の位置
- 四 縮尺及び方位
- 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号に掲げる事項

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画 変更認可申請事案等の審査基準について)

1. 事業計画の変更の認可（道路運送法（以下「法」という。）第15条第1項）

（1）一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号。以下「新規許可審査基準」という。）2.～8.、10.の定めるところに準じて審査する。なお、新規許可審査基準9.（1）の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、新規許可審査基準9.（1）の定めるところに準じて審査する。

○一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について

2. 事業の適切性

（3）路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。

3. 路線定期運行に係る事業計画等

（2）事業用自動車

① 申請者が使用権原を有すること。

② 道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。

③ 乗車定員は、11人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足りるものであること。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができる。

4. 路線不定期運行に係る事業計画等

(2) 最低車両数は、1営業所ごとに、最低3両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。

5. 区域運行に係る事業計画等

(1) 営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、3.(1)(2)(4)(5)に準ずるものであることとし、営業所は営業区域内にあることを要するものとする。ただし、地域の実情により、適切な運行管理が図られる地理的範囲内に営業所があると認められる場合は、この限りでない。

(2) 最低車両数は、4.(2)に準ずるものであること。

(3) 当該運送の区間の設定が、事業用自動車の運行上問題のないものであること。

(4) 運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合であって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。

(5) 通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。(6)自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

3.(8)に準ずるものであること。

(7) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

3.(9)に準ずるものであること。

○一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間

1. 事業の経営許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際ににおける都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月を目途とする。

2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項）

(2) 路線の新設以外のもの 2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とする。